

令和5年度 第1回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会要項

令和5年7月6日(木) 14:00～
於 龍ヶ崎市教育センター大研修室

進行：事務局（教育センター）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委嘱状（任命書）交付

4 委員等出席者自己紹介

5 協 議（進行：会長 記録：事務局）

(1) 令和4年度のいじめの認知件数等について

(2) 脱いじめ傍観者教育・SOSの出し方教育を推進する取組について
講師 スタンドバイ株式会社代表 谷山 大三郎 様

(3) その他

○第2回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会
令和6年3月15日(金) 14:00～(予定)

6 閉 会

龍ヶ崎市教育センターにおけるいじめに関する取組

1 令和4年度いじめ認知件数（令和4年4月～令和5年3月）

○小学校 221件（うち解消 165件、支援・見守り継続中 56件）

○中学校 140件（うち解消 128件、支援・見守り継続中 12件）

小学校では「ひやかしやからかい、悪口等」が多く、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたり」が多い。

中学校では「冷やかしやからかい、悪口等」が多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして蹴られたり」「パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷」となっている。

各学校においては、「いじめ」は、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要である。（中略）

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめを認知していない学校にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【令和4年度 問題行動・不登校等調査 回答にあたっての留意事項（文科）より】

2 相談事業

(1) 教育相談員による相談（令和4年4月～令和5年3月）

※延べ人数

	不登校	学校生活・ 集団不適応	対人 行動	いじめ	学業 進路	教師	家庭	障害 発達	その他
来所相談	1182	76	116	0	0	0	8	48	9
適応指導	1420	0	139	0	0	0	0	0	0
家庭訪問	36	0	65	0	0	0	0	0	0
学校訪問	90	16	38	0	0	0	0	0	4
電話相談	354	36	84	0	0	0	0	0	25
他機関と連携	5	0	13	0	0	0	0	0	0
計	3087	128	455	0	0	0	8	48	38

(2) SNS相談事業

いじめをはじめ、生徒の様々な相談の窓口を広げ、きめ細かい対応ができるようにした。

○アクセス件数 47件

○相談内容（内訳）

内 容	件	内 容	件
人間関係・友人関係	14	勉強	5
いじめ	1	学校生活、自身の生活	9
自殺念慮	0	家族・親	5
部活動	0	自分のこと	12
挨拶等	1		

(3) 相談員派遣事業

○龍の子さわやか相談員派遣事業

市内 5 中学校に 7 名を派遣 各校/週 4 日/1 日 5 時間

市内 11 小学校に 14 名を派遣 各校/週 1 ~ 2 日/1 日 4 時間

○市スクールソーシャルワーカー派遣事業 派遣校数 11 校

○県スクールカウンセラー派遣事業 市内全小中学校 5 名

2 啓発事業

(1) 脱いじめ傍観者プログラムの実施（令和元年度から継続して実施）

○市内全中学校 1 年生を対象に、スタンドバイ株式会社より講師を招聘して授業を行った。

〈ねらい〉

- ・いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の立場にとどまらず、被害者が加害者に声をかけたり、いじめが行われている雰囲気を変えたり、誰かに相談したりといった、何らかの行動をとることが重要だということを理解する。
- ・一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかは、クラスの雰囲気が関わってくることを理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。

(2) 茨城県スクールロイヤーによる出前授業

県スクールロイヤー活用事業に申込み、久保台小学校、長山中学校において、「いじめ予防に関する授業」を実施した。

- ・久保台小は 6 年生、長山中は 2 年生を対象に全クラスで実施
- ・教師ではなく、弁護士から話を聞くという貴重な体験であることを児童生徒が認識し、高い興味・関心をもって授業に臨み、いじめについて真剣に考える機会となった。
- ・成果（児童生徒の感想から）

- ・心の中は見えなくても、友達の異変に少しでも気付けるようにしたい。つらそうな見た目をしていない人が案外ものすごく病んでいたりする。でも、友達を元気づけるような行動をしたい。
- ・いじめはどんな状況でも悪いことだし、絶対にあってはならないことだと改めて感じた。
- ・「人権」とは、みんなが安心して、自信をもって、自由に生きる権利である。つまり、「幸せに生きる権利」である。それを基準に考えると、いじめとは、いじめに関わるすべての人の人権が守られていない行為である。たとえばいじめられている人に悪いところがあったとしても、絶対に許されない行為であることが理解できた。
- ・想像力を大切にして、相手の心に気付くことや、自分の「心のコップ」が（つらいことや嫌なこと）で飽和する前に心の蛇口を開くこと、その具体的な方法などを教わった。

(3) 生徒指導連絡会（研修会）の開催

教頭及び生徒指導主事に対し、いじめ防止対策推進法についての研修を行った。特に、いじめの定義や対応については、十分に説明を行った。いじめ認知に関しては、定義に従い、被害児童生徒が苦痛を感じていたり、感じていると認められるもの、その訴えがあったりしたものはすべて認知するように伝え、「軽微な事案」や「芽」、「兆候」も定義に従い認知するように確認した。さらに、教頭に対しては、いじめ問題の早期対応の重要性及び重大事態の扱いについて説明した。

(4) 教育相談窓口の周知等

- ・龍ヶ崎市の相談窓口案内や、「いばらき子ども SNS 相談」案内チラシを配付し、児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知した。
- ・専門家を必要とする相談が必要となった場合は、本センターのカウンセラー資格や公認心理師を、迅速に派遣できるようにした。